

光市児童家庭相談システム導入業務に係る公募型プロポーザル募集要領

1 業務名

光市児童家庭相談システム導入業務

2 業務目的

児童家庭相談業務は、これまで児童等に関する記録をエクセル、ワードなどの電子データや紙媒体等により対応している。児童虐待等の相談件数が年々増加しており、状況を把握するための業務量も多い中、各種業務の作業効率の向上及び事務の負担軽減を図る。

3 業務の内容

別紙「光市児童家庭相談システム導入業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

※ 製品比較により契約する仕様書を最終決定する。

4 業務期間

(1) 児童家庭相談システム導入

令和4年8月初旬から令和9年9月30日まで（予定）

システム導入については、導入費に係る見積書を基に本市で競争入札によりリース会社を選定し、契約する。優先交渉権者はこの競争入札で選定されたリース会社を通してシステム構築するものとする。

なお、リース期間は、令和4年10月1日から令和9年9月30日までとし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約を予定している。

(2) 児童家庭相談システム保守

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで（予定）

システム保守については、保守料に係る見積書を基に、優先交渉権者と保守業務契約の随意契約を締結するものとし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約を予定している。

5 提案価格の上限

(1) 児童家庭相談システム導入費用

7,890,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

ただし、この金額は、ソフトウェアやサーバー、消耗品等の構築に係る全ての費用を含むものとする。

(2) 児童家庭相談システム保守料（60箇月分）

3,960,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

ただし、この金額は、システムの保守、サポートに係る全ての費用を含むものとする。

※ 提案上限額は、予定価格や契約金額を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、見積書を作成する際にはこの価格を超えないこと。

6 主なスケジュール (予定)

日付	内容
令和4年5月2日(月)	プロポーザル公告日
令和4年5月13日(金) 午後5時まで(必着)	参加申込書提出期限
令和4年5月17日(火)	質問書提出期限
令和4年5月20日(金)	質問書への回答期限
令和4年5月27日(金) 午後5時まで(必着)	企画提案書提出期限
令和4年6月1日(水) (予定)	プレゼンテーション実施 ※新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、オンラインによる方法に替える可能性がある。実施1週間までに方法について通知する。
令和4年6月14日(火)	選定結果通知

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (3) 公告の日から参加申込書の提出日までの間のいずれの日においても、本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、この限りでない。
- (5) 過去5年間において、複数の地方公共団体向け児童家庭相談システムパッケージの開発及び稼働実績があること。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS) 認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。

8 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書【様式1】
- イ 参加資格要件等確認書【様式2】
- ウ 法人の登記簿謄本(発行日から提出日まで3箇月以内のもの)
- エ 税の未納・滞納がない証明書(写し): 各1部(発行日から提出日まで3箇月以内のもの)

- (ア) 国税は、本社に係る国に納める全ての税。
- (イ) 県税は、本社所在地（委任の場合は委任先地）に係る都道府県に納める全ての税。
- (ウ) 市税は、本社所在地（委任の場合は委任先地）に係る市町村に納める全ての税。

オ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマーク認証の写し

(2) 提出方法

簡易書留郵便による郵送とし、提出期限までに到着するよう発送すること。

(3) 受付期間

令和4年5月2日(月)から令和4年5月13日(金)まで【必着】

受付時間は、休日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 提出先

「14 各種提出先及び問合せ先」のとおり

(5) 資格審査結果通知

提出された参加申込書等に基づき、光市福祉保健部子ども家庭課において本プロポーザルの参加資格の有無を審査し、令和4年5月18日(水)に結果を通知する。

9 質問及び回答

実施要領等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を次の要領で行う。なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。

(1) 質問の受付期間

令和4年5月2日(月)から令和4年5月17日(火)まで

受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 質問書の提出方法

質問書【様式6】により電子メールで提出すること。なお、電子メールを送信した後、受信の確認を行うこと。

(3) 提出先及び受信確認先

「14 各種提出先及び問合せ先」のとおり

(4) 回答の公表

提出された質問に対する回答は、質問を受理した日から起算して3日以内（休日を除く。）に市ホームページで公表する。

なお、最終回答日は、令和4年5月20日(金)とする。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和4年5月27日(金)まで【必着】

受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出書類（正本1部、副本8部）

ア 企画提案書表紙【様式3】

- イ 会社概要【様式4】
 - ウ 業務実績書【様式5】
 - エ 企画提案書【任意様式】
 - オ 見積書【様式7】
 - カ 見積内訳書【任意様式】
 - キ 機能要件書【別紙1】
- (3) 提出方法
簡易書留郵便による郵送とし、提出期限までに到着するよう発送すること。
- (4) 提出先
「14 各種提出先及び問合せ先」のとおり
- (5) 企画提案書に対する質問
企画提案書等の内容について、本市が参加者に問合せを行った場合、問合せを受けた参加者は速やかに回答するものとする。
- (6) 参加の辞退
参加申込後に辞退する者は、辞退届【様式8】を提出するものとする。なお、この場合、本市が行う他の事業について不利益な取扱いを受けることはない。提出期限は上記(1)、提出先は上記(4)とする。

1.1 審査の実施

- (1) 選定方法
企画提案等の審査、評価及び最も優れた企画提案者の選定は、選定委員会において行う。
- (2) 選定委員会におけるプレゼンテーション
- ア プレゼンテーション実施日 令和4年6月1日(水)
 - イ プレゼンテーションの実施順 企画提案書等の受付順とし、開始時刻及び実施内容は別途通知する。
※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、オンラインによる方法に替える可能性がある。実施日1週間前までに方法について通知する。
 - ウ プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿ったものとし、プレゼンテーションにおいて企画提案を追加することは認めない。
- (3) 優先交渉権者等の選定
選定委員会における審査において、評価基準(光市児童家庭相談システム導入業務に係るプロポーザル評価基準書)に基づいて評価し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者とし選定する。評価点の合計が満点の60%に満たない場合は、優先交渉権者としては選定しないことができるものとする。
なお、企画提案者が1者の場合であっても、企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断された場合には、優先交渉権者として選定する。
- (4) 審査結果の通知
優先交渉権者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

1 2 企画提案書類等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、参加者を失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員又は関係者に本企画に対する助言を求めた場合
- (5) 上限額を超えた見積書の提出があった場合

1 3 その他

- (1) 提出期限以降、参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び企画提案書は審査以外の目的で参加申込者に無断で使用しない。
- (4) 審査に係る内容を確認するため、追加資料の提出を求められることがある。
- (5) 参加の申込み、企画提案書の提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に係る経費については、参加申込者の負担とする。

1 4 各種提出先及び問合せ先

住 所：〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

担 当：光市福祉保健部子ども家庭課子ども相談係

電 話：0833-74-5910

F A X：0833-74-3034

電子メール：hikari5910@city.hikari.lg.jp